

公募占用参加申請書

大阪市長 様

(申請者)

主たる事務所の所在地 大阪市浪速区敷津東二丁目1番41号

法人等の名称 なんば広場マネジメント法人設立準備委員会

代表者氏名 岡嶋 信行

(代表構成員 南海電気鉄道株式会社 代表取締役社長) ㊞

道路法48条の24の規定により、歩行者利便増進計画が適当である旨の認定を受けるための選定の手続に参加したいので、歩行者利便増進計画ほか、別紙の書類を添付して申請します。

担当者氏名及び連絡先	所在地：大阪市浪速区敷津東 2-1-41 担当部署：まちづくり推進室 グレーターなんば創造部 担当者氏名：大前 孝文 電話番号：070-7814-9187 E-mail：ohmae.takafumi@nankai.co.jp
------------	--

公募占用参加申請にかかる誓約書

大阪市長

様

(申請者)

主たる事務所の所在地 大阪市浪速区敷津東二丁目1番41号

法人等の名称 なんば広場マネジメント法人設立準備委員会

代表者氏名 岡嶋 信行

(代表構成員 南海電気鉄道株式会社 代表取締役社長) ㊞

歩行者利便増進計画が適当である旨の認定を受けるための選定の手続の参加申請を行うにあたり、次に掲げる事項を誓約します。

- 1 私は、市道南北線（通称：なんば広場（仮称））に設ける歩行者利便増進施設等に係る公募占用指針に定める申請資格をすべて満たしており、添付書類の内容について事実と相違ありません。
- 2 私は、大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる事項のいずれにも該当しません。
- 3 私は、本誓約書及び役員名簿等が大阪市から大阪府警察本部に提供されることに同意します。
- 4 私が本誓約書2に該当する法人等であると、大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明した場合には、大阪市が大阪市ホームページ等において、その旨を公表することに同意します。
- 5 私が下請負人等を使用する場合は、これら下請負人等（ただし、契約金額500万円未満のものは除く。）から誓約書を徴し、当該誓約書を大阪市に提出します。
- 6 私が使用する下請負人等が、本誓約書2に該当する法人等であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明し、大阪市から下請契約等の解除又は二次以降の下請負にかかる契約等の解除の指導を受けた場合は当該指導に従います。

法人等の概要

令和7年4月1日現在

名 称	(フリガナ) ナンバヒロバマネジメントホウジンセツリツジュンビイインカイ なんば広場マネジメント法人設立準備委員会	
法人等番号	7700150125156	
所在地	〒556-8503 大阪市浪速区敷津東二丁目1番41号 (南海電気鉄道株式会社 まちづくり推進室 グレーターなんば創造部内)	
申請団体名 (連合体の場合)	(フリガナ)	<input type="checkbox"/> 代表者 <input type="checkbox"/> 構成員 (いずれかに○)
設立年月日	2018年7月25日	
従業員数	0人(雇用者なし)	
資本金	任意団体のため、無し	
主な業務内容	(1) マネジメント法人の設立に必要な業務 (2) 広場整備計画の確定に必要な業務 (3) 関係機関との合意形成に必要な業務	
免許・登録	任意団体のため、無し	

- ・連合体の場合は、構成員毎に提出してください。
- ・提案法人等名の記載は正本のみとし、副本には記載しないととも、他に法人等名表示があれば黒塗りするなどし、提案法人等が推定できる記載は行わないでください。

公募占用参加申請団体役員名簿

令和7年5月23日現在

団体名 (商号又は名称)	なんば広場マネジメント法人設立準備委員会
所在地	大阪市浪速区敷津東二丁目1番41号

役職名	フリガナ	性別	生年月日 (和暦表記)	住所 (注:住居表示又は番地まで記載のこと)
	氏名			
委員長	キリヤマ トモコ 桐山 朋子	女	個人情報のため、提出時に記載予定	
委員	ナンバ ヒトシ 難波 斉	男		
委員	イチカワ トモアキ 市川 知明	男		
委員	キムラ ジロウ 木村 次郎	男		
委員	タカハシ ユウイチ 高橋 雄一	男		

留意事項

- ・この名簿には、法人にあっては代表者のほか非常勤を含む役員及びその経営に事実上参加している者、法人格を有しない団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者全員について記入してください。
- ・この名簿により提出いただいた個人情報は、募集要項に規定する欠格条項及び失格条項の該当の有無を確認するための照会に使用することがあり、それ以外の用途としては使用しませんので、あらかじめ御了承ください。
- ・連合体の場合は、構成員毎に提出してください。
- ・欄が不足する場合は、複数枚にわたっても差し支えありません。
- ・提案法人等名の記載は正本のみとし、副本には記載しないとともに、他に法人等名表示があれば黒塗りするなどし、提案法人等が推定できる記載は行わないでください。

障がい者雇用状況報告書
(公共職業安定所への報告義務がない法人等用)

令和 7年 4月 1日現在

A 事業主	フリガナ	〒 556- 8503 (電話番号) 06-6644-7233	
	本店所在地	大阪市浪速区敷津東二丁目1番41号	
	フリガナ	ナンバヒロバマネジメントハウジンセツリツジュンビイインカイ	
	名称	なんば広場マネジメント法人設立準備委員会	
	フリガナ	ダイヒョウコウセイイン ナンカイデンキテツドウカブシキガイシャ ダイヒョウトリシマリヤクシャチョウ オカジマノブユキ	
	代表者役職氏名	(署名又は記名押印) 代表構成員 南海電気鉄道株式会社 代表取締役社長 岡嶋信行 (印)	
	事業の種類	「なんば広場」維持管理活動 他	
B 雇用の状況	区 分		人数等
	①除外率		%
	②常用雇用労働者の数		
	(イ) 常用雇用労働者の数 (短時間労働者を除く)		0人
	(ロ) 短時間労働者の数		0人
	(ハ) 常用雇用労働者の数 ((イ) + (ロ) × 0.5)		0人
	(ニ) 法定雇用障がい者の算定の基礎となる労働者の数		0人
	③常用雇用身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の数		
	(ホ) 重度身体障がい者の数 (短時間労働者を除く)		0人
	(ヘ) 重度身体障がい者以外の身体障がい者の数 (短時間労働者を除く)		0人
	(ト) 重度身体障がい者である短時間労働者の数		0人
	(チ) 重度身体障がい者以外の身体障がい者である短時間労働者の数		0人
	(リ) 身体障がい者の数 ((ホ) × 2 + (ヘ) + (ト) + (チ) × 0.5)		0人
	(ヌ) 重度知的障がい者の数 (短時間労働者を除く)		0人
	(ル) 重度知的障がい者以外の知的障がい者 (短時間労働者を除く)		0人
	(ヲ) 重度知的障がい者である短時間労働者の数		0人
	(ワ) 重度知的障がい者以外の知的障がい者である短時間労働者の数		0人
	(カ) 知的障がい者の数 ((ヌ) × 2 + (ル) + (ヲ) + (ワ) × 0.5)		0人
	(ヨ) 精神障がい者の数 (短時間労働者を除く)		0人
	(タ) 精神障がい者である短時間労働者の数		0人
(レ) 精神障がい者の数 ((ヨ) + (タ) × 0.5)		0人	
④計 (③の (リ) + ③の (カ) + ③の (レ))		0人	
⑤実雇用率 (④ ÷ ② (ニ) × 100)		0%	
備考	(支社、支店、営業所、工場、事務所等の場合) 主たる事業所の所在及び名称：		

・提案法人等名の記載は正本のみとし、副本には記載しないととも、他に法人等名表示があれば黒塗りするなどし、提案法人等が推定できる記載は行わないこと。

○ 記載上の注意

- 1 この報告書は、当該団体に属する本社、支社、支店、営業所、工場、事務所等ごとに作成すること。
- 2 ②ハ、ニ、③リ、カ、レ、④については、小数点以下第1位まで記入すること。
- 3 ⑤欄には小数点以下第3位を四捨五入した数を記入すること。
- 4 ①の除外率を事業所ごとに適用し、各事業所の④の雇用障がい者数を合計した人数を②ニの労働者を合計した人数で除した数値を事業主の雇用率とすること。
- 5 連合体等での申請の場合は、それぞれの構成員ごとに作成すること。

○ 雇用障がい者数の対象となる障がい者数の算定方法

- ・ 重度身体障がい者、重度知的障がい者である常用雇用労働者（1人につき身体障がい者又は知的障がい者2人を雇用しているものとみなされる。）
- ・ 重度身体障がい者、重度知的障がい者である短時間労働者（1人につき身体障がい者又は知的障がい者1人を雇用しているものとみなされる。）
- ・ 身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者である短時間労働者（それぞれ0.5人を雇用しているものとみなされる。）

○ 常用雇用労働者の範囲

- ・ 常用雇用労働者とは、次のように1年を超えて引き続き雇用される者（見込みを含む。）をいう。ただし、1週間の所定労働時間が20時間未満の者については、障がい者雇用率制度上の常用雇用労働者の範囲には含まれない。

イ	雇用期間の定めのない労働者
ロ	一定期間（1カ月、6カ月等）を定めて雇用される者であっても、その雇用期間が反復更新されて、事実上“イ”と同一の状態にあると認められる者
ハ	日々雇用される者であっても、雇用契約が日々更新されて、事実上“イ”と同一の状態にあると認められる者

出向中の労働者は、原則としてそのものが生計を維持するに必要な主たる賃金を受ける事業主の労働者として取り扱う。なお、いずれの事業主の労働者として取り扱うかについては、雇用保険の取り扱いを行っている事業者の労働者として取り扱って差し支えありません。

外国にある支社、支店、出張所等に勤務している労働者は、日本国内の事業所から派遣されている場合に限り、その事業主の雇用する労働者とする。したがって現地で採用している労働者は含まない。

生命保険会社の外務員等については、雇用保険の被保険者として取り扱われているかどうかによって判断すること。

いわゆる登録型の派遣労働者の場合、契約期間の多少の日数の隔たりがあっても、同一の派遣元事業主と雇用契約を更新又は再契約して引き続き雇用されることが常態となっている場合には、常用雇用労働者に含まれる場合がある。

短時間労働者とは、常用雇用労働者の内、20時間以上30時間未満である労働者のこと。

○ ①除外率欄

- ・ 主たる事業の種類が障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則別表4の除外率設定業種欄に掲げる業種に該当する場合のみ、その率を記入すること。

○ ②ニ「法定雇用障がい者数の算定の基礎となる労働者の数」欄

- ・ ②ハ「常用雇用労働者の数」欄の数に①「除外率」欄の除外率を乗じて得た数（1人未満の端数切り捨て）を、②ハ「常用雇用労働者の数」欄の数から控除した数を記入すること。

○ ③ホ「重度身体障がい者」とは

- ・ 身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳の等級が1級又は2級とされる方及び3級の障がいを2以上重複して有する者をいう。

○ ③へ「身体障がい者」とは

- ・ 身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳の等級が3級から6級とされる方及び7級の障がいを2以上重複して有する者をいう。

○ ③ヌ「重度知的障がい者」とは

- ・ 知的障がい者のうち、知的障がいの程度が重いと判定された者。具体的には次のいずれかの場合に該当
 - ◆療育手帳で程度が「A」とされている者
 - ◆児童相談所、知的障害者福祉法第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条第1項に規定する精神保健福祉センター、精神保健指定医による療育手帳の「A」に相当する程度（特別障害者控除を受けられる程度等）とする判定書を貰っている者
 - ◆障害者の雇用の促進等に関する法律第19条の障害者職業センターにより「重度障がい者」と反転された者（重度障害者介助等助成金、特定求職者雇用開発助成金、職場適応訓練の適用等に当たって行われている「知的障がいの程度が重い」範囲と同様の範囲で判定が行われる。）

○ ③ル「知的障がい者」とは

- ・ 児童相談所、知的障害者福祉法第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条第1項に規定する精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者の雇用の推進等に関する法律第19条の障害者職業センターにより「知的障がい者」と判定された者

○ ③ヨ「精神障がい者」とは

- ・ 精神保健福祉手帳の交付を受けている者

社会保険等の加入の必要がないことについての申出書

大阪市長 様

主たる事務所の所在地 大阪市浪速区敷津東二丁目1番41号
法人等の名称 なんば広場マネジメント法人設立準備委員会
代表者氏名 岡嶋 信行
(代表構成員 南海電気鉄道株式会社 代表取締役社長) ㊞

公募占用参加申請を行うにあたり、次の内容について申し出いたします。

なお、今後、記載した内容に変更があり、加入義務が生じた場合には、直ちに加入手続きを行うとともに、大阪市に対して報告を行います。

記

1 労働保険（労災保険・雇用保険）について、次の理由により加入の必要はありません。

(1) 労災保険

理由：

- ・本団体には雇用している職員はおらず、構成団体の職員が構成団体の業務として本団体の業務を実施しているため。（職員の雇用、給料の支払い、社会保険などの加入は構成団体で行っている）

なお、上記理由により加入の必要がないことについて、令和7年5月21日に、

（大阪中央労働基準監督署 監督係）に、

（電話・訪問）により確認しました。

(2) 雇用保険

理由：

- ・本団体には雇用している職員はおらず、構成団体の職員が構成団体の業務として本団体の業務を実施しているため。（職員の雇用、給料の支払い、社会保険などの加入は構成団体で行っている）

なお、上記理由により加入の必要がないことについて、令和7年5月21日に、

（ハローワーク大阪西）に、

（電話・訪問）により確認しました。

2 健康保険について、次の理由により加入の必要はありません。

健康保険

理由：

- ・本団体には雇用している職員はおらず、構成団体の職員が構成団体の業務として本団体の業務を実施しているため。（職員の雇用、給料の支払い、社会保険などの加入は構成団体で行っている）

なお、上記理由により加入の必要がないことについて、令和7年5月21日に、

（ 大手前年金事務所 厚生年金適用調査課 ）に、

（ 電話 ・ 訪問 ）により確認しました。

3 厚生年金保険について、次の理由により加入の必要はありません。

厚生年金保険

理由：

- ・本団体には雇用している職員はおらず、構成団体の職員が構成団体の業務として本団体の業務を実施しているため。（職員の雇用、給料の支払い、社会保険などの加入は構成団体で行っている）

なお、上記理由により加入の必要がないことについて、令和7年5月21日に、

（ 大手前年金事務所 厚生年金適用調査課 ）に、

（ 電話 ・ 訪問 ）により確認しました。

注：該当する□欄にチェックのうえ、必ず理由も記載してください。

問い合わせ先

○労災保険については、厚生労働省（労働基準監督署）にお問い合わせください。

○雇用保険については、厚生労働省（公共職業安定所）にお問い合わせください。

○健康保険及び厚生年金保険については、日本年金機構（年金事務所）にお問い合わせください。

社会的責任・市の施策との整合について

法人等名称：なんば広場マネジメント法人設立準備委員会

次の項目について、具体的な取組み状況を記入してください。取組みがない場合は「なし」と記入してください。

(1) 環境への取組

ISO14001など、環境マネジメントシステム規格の取得、節電・再生品の使用など環境への取組について提案してください。

なし

(2) 各種就労支援事業を活用して過去に雇用した人数等

各種就労支援事業を活用した雇用状況を記入してください。またその他就労支援の取組があれば提案してください。

就労支援事業名	雇用実績者数
大阪市地域就労支援センター	0名
大阪市障がい者就業・生活支援センター	0名
大阪市ひとり親家庭等就業・自立支援センター	0名
大阪市自立支援センター	0名
その他就職困難者等の就労支援の取組み等	

(3) 女性活躍促進などに関する取組

「大阪市女性活躍リーディングカンパニー」認証書の取得、国の認定の取得、その他法律の義務規定を上回る取組状況等、職員採用などにおける女性活躍促進などに関する取組の状況を記入してください。

委員長の桐山 朋子が、大阪商工会議所主催「第2回活躍する女性リーダー表彰（愛称：ブルーローズ表彰）」を受賞

※ブルーローズ表彰は、同商議所が2022年度に創設した、活躍する女性リーダーを対象とする表彰制度であり、女性の役員・管理職登用への取組みを推進するとともに、ロールモデルの紹介や女性リーダーのネットワーク構築促進を目的としている。

※取組状況の分かる書面の写しをご提出ください。

（認証書を取得した場合、認証書の写しをご提出ください。また、所管局へ届け出を行った場合、届け出たこと分かるものの写しをご提出ください。）

（参考）

・国の認定の取得について

（例）「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」における基準適合認定を受けている場合

・法律の義務規定を上回る取り組みについて

（例）「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく一般事業主行動計画について、常時雇用する従業員が300人以下なら、計画を策定し、一般への公表、従業員への周知、都道府県労働局への届け出等を行っている場合

・連合体の場合は、構成員毎に提出してください。

・欄が不足する場合は、複数枚にわたっても差し支えありません。

・提案法人等名の記載は正本のみとし、副本には記載しないとともに、他に法人等名表示があれば黒塗りするなどし、提案法人等が推定できる記載は行わないでください。

社会的責任・市の施策との整合について
(支払賃金に関する提案書)

本件業務における従事者（予定者を含む。）に対する支払賃金は、

大阪府の最低賃金額（時間額）の1.1倍以上にします。

A. はい

B. いいえ

【注】 上記時間給及び月給には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当等は含まれません。

大阪市長 様

令和7年5月 日

所在地 大阪市浪速区敷津東二丁目1番41号
商号又は名称 なんば広場マネジメント法人設立準備委員会
代表者氏名 岡嶋 信行
(代表構成員 南海電気鉄道株式会社 代表取締役社長) ㊦

(記入上の注意)

- ① A又はB、どちらか該当する方に○を付けてください。
- ② 対象者は本件業務における従事者及び予定者、並びに対象基準日までに新規雇用する就職困難者等です。

なお、支払いの確約を行う提案者が認定計画提出者となった場合においては、大阪市に対して、毎月の賃金支払状況を定められた期限までに、賃金台帳を添付のうえ報告いただきます。

- ・連合体の場合は、構成員毎に提出してください。
- ・提案法人等名の記載は正本のみとし、副本には記載しないとともに、他に法人等名表示があれば黒塗りするなどし、提案法人等が推定できる記載は行わないてください。